

23 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針

(趣 旨)

第1 潜水器漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについては、福島県漁業調整規則（以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(制限措置)

第2 規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
潜水器漁業
- (2) 操業区域
漁業権者の同意があつた第一種共同漁業権漁場
- (3) 漁業時期
 - ア 規則第40条第1項に掲げる表上欄の11、13及び15に規定する水産動物を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であつて、当該漁業権者が同意した期間内。
 - イ その他の水産動植物を採捕する場合は、当該漁業権者が同意した期間内。
- (4) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

(許可等の条件)

第3 当該漁業の許可に際しては、規則第13条により次の条件を付する。

- (1) 漁業権漁業と競合したときは、直ちに操業を中止しなければならない。
- (2) 申請のあつた漁獲物の種類以外を採捕してはならない。

(許可等をしない場合)

第4 次に該当するときは、当該漁業の許可等をしない。

規則に基づいて許可等の取消しを受けた者より申請があつたとき。

ただし、当該許可等の取消しを受けた者が、その取消しのあつた日から1か年を経過した後において漁業に関する法令を遵守する精神を回復したと認められるときは、この限りでない。

附 則

- 1 この方針は令和3年1月29日から施行する。

2 潜水器漁業の許可等に関する取扱方針（昭和 50 年 8 月 1 日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この方針は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。